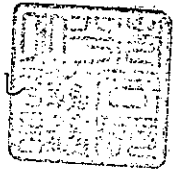




平議発第23号
令和6年6月5日

小平市長 小林 洋子 殿

小平市議会議長 松岡 あつし



文書質問書の送付について

このことについて、小平市議会基本条例第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり文書質問書が提出されましたので送付いたします。

なお、回答につきましては、令和6年6月19日までをお願いいたします。

令和6年6月4日

小平市議会議長 松岡 あつし 殿

会派名 フォーラム小平

会派代表者名 吉本ゆうすけ

質問者名 吉本ゆうすけ

文書質問書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定により、次のとおり文書による質問をいたします。

1 質問項目

政治的活動を目的としていると捉えられかねない事業に対する後援依頼への対応及び市報掲載の経過について

2 質問の理由及び趣旨

後援名義の使用申請に関する考え方及び市報掲載に関するルール、令和6年5月20日発行の市報こだいら8面に掲載されたイベントについて、以下質問する。

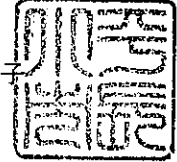
1. 市の施策の推進に寄与すると申告されているイベント等で、議長や特定の議員のみに寄稿や挨拶を依頼することは政治的活動を目的としていると捉えられかねないと考えが市の見解を伺う。
2. これまで市報掲載に関して、特定のイベント等に対し議員から紹介や推薦があったか伺う。
3. QRコードつきで紹介されているSMILEよさこいフェスタ2024のホームページ上に議長のみが挨拶を掲載している。市が後援名義を承認しているイベントとして政治的な偏りがあると捉えられかねないと考えが見解を伺う。
4. 市報こだいら8面には複数のイベント情報が掲載されていたが、QRコードを載せているイベントは1件だけであった。市内では多数のイベントが開催されているが、どのような経緯でこのイベントを8面に取り上げるに至ったか、また1件だけQRコードを掲載するに至った経緯について伺う。
5. 市内で行われたイベントで後援の取消しがされた事例があるが、後援しているイベントについては当日の内容を確認しているか伺う。また事実として特定の政治家に偏った紹介等が行われていた場合、市の後援にふさわしくないと考えるが市の見解を伺う。



平企秘収第23号
令和6年6月18日

小平市議会議長 松岡 あつし 殿

小平市長 小林 洋子



回答書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定による吉本ゆうすけ議員の文書質問について、次のとおり回答いたします。

- 1 イベント等における寄稿や挨拶の依頼先は、イベント等の主催者が決定するものであり、態様や内容によりますが、市の後援名義等の使用承認を受けた事業において、議長や議員に挨拶等を依頼すること自体が、直ちに小平市後援名義等使用承認事務要綱（以下、「要綱」という。）に規定する政治的活動を目的とするものに当たるものではないと捉えております。
- 2 これまで、市報掲載に関する、議員からの紹介や推薦の事例は把握しておりません。
- 3 議長が市議会を代表する立場として挨拶を行う場合は、要綱に規定する政治的活動を目的とするものに当たるものではないと捉えております。
- 4 市以外の団体等が実施するイベント等は、各所管部署を通じて市報への掲載依頼があり、市の施策の方向性にあった記事につきましては掲載しております。紙面には限りがありますので、市以外の団体が実施するイベント等は毎号必ず掲載できるわけではありませんが、市報こだいら5月20日号においては紙面の都合がついたことと、広く市民を対象としていることから、主にイベント情報を掲載する8面にてこの記事を取り上げました。
また、QRコードにつきましても、紙面の都合がついた場合にのみ掲載することとしておりますが、ご指摘のイベントは、提出のあった原稿とともにQRコードの掲載希望があり、掲載に至ったものでございます。
- 5 市が後援名義等の使用を承認する際には、事業の主催者に対し、事業終了後速やかに終了報告書を提出することを求めており、職員による事業当日の現地での内容確認はしておりません。

また、市の後援名義等の使用承認を受けた事業において、要綱に規定する政治的活動を目的とする行為が判明した場合は、後援名義等の使用承認の取消等の措置を行うこととなります。